

那珂市危険ブロック塀等除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、危険ブロック塀等の倒壊による被害を防止するため、危険ブロック塀等を除却する者に対し、予算の範囲内において、危険ブロック塀等除却補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、那珂市補助金交付規則（平成13年那珂町規則第19号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において「危険ブロック塀等」とは、倒壊の危険性があり、かつ、その倒壊によって避難路等（那珂市耐震改修促進計画に定める倒壊のおそれのあるブロック塀等の除却に関する補助事業の対象となる避難路等をいう。）を通行する者に危険を及ぼすおそれがあると市長が認める組積造又は補強コンクリートブロック造の塀をいう。

(対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次に掲げる要件のいずれにも該当する危険ブロック塀等を除却する事業とする。

- (1) 本市の区域内に存すること。
- (2) 道路面からの高さが80センチメートルを超えるものであること。
- (3) 販売を目的とした土地に存するものでないこと。
- (4) 建築基準法（昭和25年法律第201号）第9条第1項又は第7項の規定による命令の対象となっていないこと。
- (5) 既に同様の補助金の交付の対象となった危険ブロック塀等が存していた敷地内に存するものでないこと。
- (6) 一部を除却する場合にあっては、除却しない部分について、地震による倒壊の危険がないと認められること。

2 補助事業は、次に掲げる要件に該当する者が施工しなければならない。

- (1) 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第3項に規定する建設業者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第2条第12項に規定する解体工事業者であること。

(対象者)

第4条 補助金の交付の対象となる者は、危険ブロック塀等の所有者であって、次に掲げるものとする。

- (1) 市税等を滞納していないこと。
- (2) 那珂市暴力団排除条例（平成23年那珂市条例第31号）に規定する暴力団員等でないこと。

(対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、危険ブロック塀等の除却に要する費用とする。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、補助対象経費の額又は撤去した危険ブロック塀の延長に1メートル当たり14,000円を乗じて得た額のいずれか低い額に、3分の2を乗じて得た額（当該額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）とする。ただし、100,000円を限度とする。

（交付申請）

第7条 補助金の交付を受けようとする者は、危険ブロック塀等除却補助金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

2 補助事業に係る危険ブロック塀等が共有物であるときは、前項の規定による申請をする者は、代表者1名とし、当該申請に関して他の共有者の同意を得なければならない。

（交付決定）

第8条 市長は、前条第1項に規定する申請書の内容を審査し、補助金を交付することを決定した場合は、危険ブロック塀等除却補助金交付決定通知書（様式第2号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 市長は、前項の審査の結果、補助金を交付しないことを決定した場合は、危険ブロック塀等除却補助金不交付決定通知書（様式第3号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

（事業内容の変更等）

第9条 前条第1項の通知を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、補助金の交付決定後に事業の内容を変更又は事業を中止若しくは廃止するときは、速やかに危険ブロック塀等除却補助金変更等承認申請書（様式第4号）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があった場合、その内容を審査し、適当であると認める場合は、危険ブロック塀等除却補助金変更等承認通知書（様式第5号）により、補助事業者に通知するものとする。

（完了実績報告）

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したときは、速やかに危険ブロック塀等除却補助金完了実績報告書（様式第6号）に関係書類を添えて、速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金交付額の確定）

第11条 市長は、前条の規定による報告を受けたときは、速やかにこれを審査し、補助金交付決定の内容に適合すると認めるときは、補助金の額を確定し、危険ブロック塀等除却補助金確定通知書（様式第7号）により、補助事業者に通知するものとする。

（補助金の請求）

第12条 補助事業者は、前条の規定による通知を受けたときは、危険ブロック塀等除却補助金交付請求書（様式第8号）を、市長に提出しなければならない。

（交付決定の取消し）

第13条 市長は、補助事業者が次のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) この要綱の規定に違反したとき。
 - (2) 虚偽又は不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
 - (3) 補助金を他の用途に使用したとき。
 - (4) その他市長が不相当と認める事由が生じたとき。
- 2 市長は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消したときは、危険ブロック塀等除却補助金交付決定取消通知書（様式第9号）により、補助事業者に通知するものとする。
- 3 補助事業者は、前項の規定により補助金の交付の決定を取り消された場合において、当該取り消しに係る部分について既に補助金の交付を受けているときは、市長の指定する期日までに当該補助金を返還しなければならない。

（補則）

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。